

京都市へ確認申請等の申請を予定されている方へ、受付窓口変更のお知らせ

日ごろは、京都市の建築行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、確認申請等の受付窓口について、所管行政区の消防署で受付していたものを、京都市都市計画局建築指導部建築審査課へ変更致します。

つきましては、以下の取扱いとさせていただきますので、京都市へ確認申請等の申請を予定されている方は、十分にご注意のうえご協力の程、お願いいたします。

○ 受付が変更となる申請

- (1) 建築基準法第 6 条に係る建築確認申請（用途変更、建築設備及び工作物に係る申請も含む。以下(2)について同じ。）
 - (2) 建築基準法第 18 条に係る計画通知
 - (3) 建築基準法第 7 条の 6 に係る仮使用の承認に係る申請
 - (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条に係る計画通知
- ※ 建築基準法に基づく許可の申請においては、これまでどおり消防署での受付となります。

○ 受付が変更となる時期、受付場所

平成 21 年 5 月 26 日(火)までの申請

⇒所管行政区の消防署で受付

平成 21 年 5 月 27 日(水)以降の申請

⇒京都市都市計画局建築指導部建築審査課で受付

○ 受付の際にご注意いただきたい点

- (1) 建築確認等の受付は原則として午前中 (9:00~11:00)に限らせていただきます。
- (2) 混雑時はお待ちいただくことがあります。
- (3) 午後の受付を希望される方は必ず事前に予約したうえでお越しください。(受付時間 13:00~15:00)
- (4) 受付時に受理時の審査 (必要図書の有無、整合の審査など)をさせていただきます。申請される方は、申請書等をよく確認のうえ申請してください。申請書等に大きな不備等がある場合は受付できない場合があります。
- (5) 受理時の審査は、建築基準法の適合性の審査ではありません。受付後、建築基準法等の適合性に係る審査を行います。受付後の建築基準法の適合性の審査において、建築基準法に抵触している場合等は確認済証を交付できないこととなりますので、ご注意ください。
- (6) 受理時の審査を受ける場合、受理時審査用チェックリストの提出が必要となります。受理時の審査の際に必要な事項を記入したチェックリストをご提出ください。
- (7) これまでは現金での支払いとなっていたが、受付窓口変更後は建築審査課で納付書を交付し、納付書による振込みでの手数料の支払いとなります。なお、振込みを確認させていただいた後、正式に受付となります。
- (8) 提出部数は正本、副本、消防用の 3 部（構造計算適合性判定が必要なものは 4 部、工作物・EV・建築設備は 2 部）となります。（副本には正本に添付してある全ての図書の写しを添付してください。消防用には構造図、構造計算書は添付しないでください。）
- (9) 中間検査、完了検査の受付についても、原則として午前中 (9:00~11:00)に限らせていただきます。

《問い合わせ先》

京都市都市計画局建築指導部建築審査課

☎ 075-222-3616